

5 年 保 存
令和10年3月31日満了

F N o . - 01010802
崎 務 (企) 第 9 6 号
崎 安 (抑) 第 9 0 号
崎 地 (企) 第 7 9 号
崎 刑 (企) 第 4 1 号
崎 交 企 (企) 第 3 6 号
崎 備 (災) 第 1 9 号
令 和 5 年 3 月 8 日

各 部 長
殿
各 所 属 長

長 崎 県 警 察 本 部 長

高齢社会総合対策の定着化・深化について（通達）

本県警察では、「高齢社会総合対策の推進について（通達）」（平成29年12月26日付け崎務（企）第420号ほか。以下「旧通達」という。）等に基づき、犯罪対策、交通対策及び災害対策を中心に高齢者が安全で安心して暮らせる社会づくりに向けた総合的な高齢社会対策を推進してきたところ、これまでの取組により部門横断に係る組織的な意識付けや自治体・事業者との連携など、一定の成果が認められる状況にある。

今後、人口減少や急速な高齢化のほか、定年引上げ、サイバー空間の脅威など社会の変化による様々な問題の重層化が予想される中で、県民の期待と信頼に応えていくためには、限られた組織のリソースを柔軟かつ効果的に運用してこれまでの取組の定着化を図り、その取組をより一層深化させていく必要がある。

各位にあつては、高齢社会総合対策の重要性を再認識した上で、今後も部門横断による施策や自治体等との連携・協働を引き続き行うなど、同対策の定着化・深化を図りたい。

なお、本通達の施行に伴い、旧通達及び「長崎県警察高齢社会総合対策推進委員会設置要綱の制定について（通達）」（平成29年12月26日付け崎務（企）第421号ほか）は廃止する。